

個別的労使紛争のあつせん

1 概 況

令和5年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は20件であり、前年からの繰越しが3件、新規申請が17件であった。

新規申請17件の内訳は、申請者別では、労働者申請16件、使用者申請1件であった。

業種別では、製造業が多く、紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち17件が年内に終結し、3件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決6件、打切11件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が136日、最短が31日、平均処理日数は73日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
係属	前年からの繰越	0	2	6	4	3
	新規申請	15	11	15	9	17
	計	15	13	21	13	20
申請者	労働者	15	11	14	9	16
	使用者	0	0	1	0	1
	計(※)	15	11	15	9	17
業種	農業	1	0	0	0	1
	建設業	0	0	1	0	1
	製造業	2	3	2	0	5
	電気・ガス・水道業	1	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	1	0
	運輸業	1	0	0	1	1
	卸売・小売業	1	1	3	1	1
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	不動産業	1	0	0	1	0
	専門技術サービス業	0	0	2	1	0
	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	0	0
	生活関連サービス業・娯楽業	1	0	3	0	0
	教育・学習支援業	1	0	0	1	2
	医療・福祉	4	4	2	2	1
	複合サービス業	0	0	0	0	0
	サービス業	2	2	1	0	5
	その他	0	0	0	1	0
計(※)	15	11	15	9	17	
調整事項	経営又は人事	7	6	9	7	8
	賃金	3	4	1	0	2
	労働条件等	0	0	1	0	1
	職場の人間関係	5	1	4	2	6
	その他	0	0	0	0	0
計(※)	15	11	15	9	17	
終結状況	解決	2	3	7	7	6
	打切	11	4	8	3	11
	取下	0	0	2	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	2	6	4	3	3
	計	15	13	21	13	20
終結事件の平均処理日数(日)		45	44	64	94	73

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	4 (個) 7	労働者	有期雇用労働者	専門サービス業 (学術研究・専門技術サービス業)	雇止め撤回	雇止めの撤回と慰謝料を求めた事件。被申請者に解決金支払の意思がなく、解決金による調整に応じなかった。	打切り	4.11.14 (4.11.15) 5.3.29	1	136 (135)
2	4 (個) 8	労働者	有期雇用労働者	不動産賃貸業	雇止め撤回	雇止めの撤回を求めた事件。解決金の金額について双方妥協しなかった。	打切り	4.12.13 (4.12.20) 5.2.20	1	70 (63)
3	4 (個) 9	労働者	パート	医療・福祉事業(介護事業)	雇止め撤回	雇止めの撤回及び雇用の継続を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	4.12.16 (4.12.20) 5.3.10	1	85 (81)
4	5 (個) 1	労働者	有期雇用労働者	その他の事業サービス業	無期転換拒否の撤回	5年以上勤務しているとして、雇止めの撤回及び無期雇用での雇用の継続を求めた事件。解決金及び雇用の継続について双方の合意が得られなかった。	打切り	5.2.27 (5.3.7) 5.4.20	1	53 (45)
5	5 (個) 2	労働者	正社員	業務用機械器具製造業	解雇予告手当の支払等	未払いの解雇予告手当の支払等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.2.28 (5.3.6) 5.4.3	0	35 (29)
6	5 (個) 3	労働者	パート	その他の事業サービス業	給料補償等	職場の人間関係及びパワハラについて自身の主張を知ってもらうこと及び給料補償を求めた事件。被申請者の謝罪による調整を図った。	解決	5.3.6 (5.3.20) 5.5.25	1	81 (67)
7	5 (個) 4	労働者	正社員	家具・装備品製造業	パワハラに対する損害賠償	パワハラについて被申請者が適切な対応をしていなかったことに対し、損害賠償等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5.3.15 (5.3.28) 5.6.30	1	108 (95)
8	5 (個) 5	労働者	パート	繊維工業	嫌がらせに対する謝罪及び慰謝料	在職中に受けた嫌がらせに対し、謝罪及び慰謝料を求めた事件。被申請者の謝罪及び解決金による調整を図った。	解決	5.3.27 (5.3.30) 5.7.3	1	99 (96)
9	5 (個) 6	労働者	有期雇用労働者	教育、学習支援業	雇止め撤回	雇止め撤回及び次年度の雇用を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5.3.29 (5.4.13) 5.6.29	1	93 (78)
10	5 (個) 7	労働者	パート	政治・経済・文化団体	解雇無効に基づく給与等相当額の請求	解雇撤回、損害賠償の支払等を求めた事例。被申請者の代表者について争いがあることから、打切りとした。	打切り	5.4.27 (5.4.28) 5.8.23	0	119 (118)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
11	5 (個) 8	労働者	パート	園芸サービス業	解雇撤回	解雇撤回を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.5.31 (5.6.12) 5.8.7	0	69 (57)
12	5 (個) 9	労働者	正社員	電気機械器具製造業	職種転換	職種の転換を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.7.18 (5.7.25) 5.9.6	0	51 (44)
13	5 (個) 10	労働者	正社員	建設業	解雇撤回等	解雇撤回、慰謝料の支払等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.7.31 (5.8.4) 5.8.30	0	31 (27)
14	5 (個) 11	労働者	パート	卸売業・小売業	退職理由変更に係る慰謝料等	退職理由の変更に係る被申請者の対応による精神的苦痛に対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.8.2 (5.8.8) 5.9.8	0	38 (32)
15	5 (個) 12	使用者	正社員	運輸業	自己休職期間であること及び同期間の賃金支払義務不存在に係る確認	被申請者が自己休職期間であること及び同期間の賃金支払義務が存在しないことの確認を求めた事件。当事者間での自主交渉の結果、被申請者の退職等により合意に至った。	自主解決	5.10.6 (5.10.18) 5.12.28	0	84 (72)
16	5 (個) 13	労働者	正社員	労働者派遣業	ハラスメント行為等による退職に係る賠償請求	派遣先でのセクハラにより退職に至ったことに対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.10.17 (5.11.2) 5.12.4	0	49 (33)
17	5 (個) 14	労働者	派遣労働者	輸送用機械器具製造業	ハラスメント行為等による退職に係る賠償請求	在職中のセクハラにより退職に至ったことに対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.10.17 (5.11.2) 5.11.22	0	37 (21)
18	5 (個) 15	労働者	派遣労働者	労働者派遣業	労働条件の相違等による精神的苦痛に係る和解金	採用面接で提示された労働条件が実際のもものと異なっており、不安を抱えたまま働かざるを得なかったことによって生じた精神的苦痛に対し、慰謝料を求める事件。	—	5.11.27 (5.12.4) —	—	— (—)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
19	5 (個) 16	労働者	正社員	介護事業	整理解雇による精神的、経済的損害に対する補償金	不当な整理解雇に対し、補償金を求める事件。	—	5.12.4 (5.12.7) —	—	— (—)
20	5 (個) 17	労働者	アルバイト	教育、学習支援事業	パワハラ等に伴う損害賠償及び未払賃金の請求	在職中にパワハラ及び賃金未払があったことに対し、損害賠償等を求める事件。	—	5.12.13 (5.12.26) —	—	— (—)

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ パート・アルバイト・有期雇用労働者…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名で呼ばれている者
- ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
- ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者

2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。

3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。